

し尿収集料金について

○収集料金

区		分	料 金
定 額 制	人 数 割	1人1か月	330円
	回 数 割	1回につき	340円
従 量 制	18リットルにつき		210円
特別料金	収集ホース2本(40m)を超える場合	ホース1本につき	280円加算
	軽四輪車による収集の場合	1回につき	460円加算
	一般家庭用無臭トイレの場合	1回につき	460円加算

※ 料金表により計算した収集料金の合計額に、令和元年10月1日から10%の消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切捨てます。)が加算されます。

○料金の適用区分

(1) 一般家庭は、定額制が原則ですが、次のような理由で定額制料金を適用することが適当でない家庭については、お客様にその理由を十分説明した上で、従量制を適用します。

- ア 人の出入りが多い家庭及び簡易水洗トイレなど、便槽にし尿以外の流入がある家庭。
- イ 便槽が壊れていて、浸水や湧水のある家庭。
- ウ その他季節的又は臨時的に収集する場合。
- エ 収集家庭から、従量制の申し出があった場合。

(2) 従量制は、主として不特定多数の人が利用するところを対象とします。また、標準的な1人1か月の排出量(普通便槽にあっては40リットル、無臭トイレにあっては60リットルとし、以下「基準排出量」という。)の2倍以上の量が2回以上続いた場合は、3回目から従量制に変更します。ただし、その後、2回以上続いて基準排出量を下回った場合は、もとの定額制に戻します。

○お願い

- ・料金を支払ったときは、必ず領収書を受け取ってください。
- ・定額制の一般家庭で世帯人数に増減があったときは、早めに収集業者に連絡してください。
- ・従量制のお客様は、収集車の後部の検量目盛で量を確認してから料金を支払うようにしてください。

○収集業者連絡先

業 者 名	電話番号	業 者 名	電話番号
高松清掃(株)	831-1555	(株)高松衛生社	851-4525
農協清掃(株)	865-6636	(株)新日本清掃	821-6178
(株)三木山田清掃	898-1445	(有)東讃清掃	0879-52-2184
国分寺衛生社	874-4186		

※し尿収集については、町ごとに収集業者が決まっていますので、裏面を御確認ください。

○お問い合わせ先

高松市環境局衛生センター 821-0428
高松市清掃業者連合会 831-1555